自転車用ヘルメット取扱事業所に関する福井県ホームページ掲載要領

令和５年５月１７日

県民安全課

（趣旨）

第１条 この要領は、福井県自転車の安全で適切な利用に関する条例（令和３年条例第４１号。以下「条例」という。）第４条第２項に基づき、自転車用ヘルメットを取り扱う事業所情報の福井県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ホームページの掲載にかかる権限）

第２条　県ホームページの掲載にかかる一切の権限は、県民安全課長が有する。

（掲載の対象となる事業者）

第３条 県ホームページに掲載する事業所は、福井県内で自転車用ヘルメットを販売する自転車店やホームセンターなどとする。

（掲載事項）

第４条 県ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。

（１） 事業所名

（２） 住所

（３） 電話番号

（４） 受付時間

（掲載の申請）

第５条 県ホームページへの掲載を希望する事業所は、「福井県ホームページへの掲載等申請書（様式第１号）」に記入の上、県民安全課長に申請する。

（掲載の承認等）

第６条 県民安全課長は、前条の申請について第３条および次項に照らして確認し、県ホームページへの掲載の承認または不承認を決定する。

２ 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。

（１） 法令その他公序良俗に反する場合

（２） 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

（３） 申請者が暴力団である、または暴力団もしくは暴力団と密接な関係がある場合

（４） 問合せ先の内容が、県民の利便性の向上を図ることができないおそれがある場合

３ 県民安全課長は、掲載を承認する場合は、第４条に定める事項を県ホームページに掲載する。

（事業者の責務）

第７条 県ホームページへの掲載が認められた事業所は、次の事項を遵守するものとする。

（１） 条例に関する内容や自転車利用時のヘルメット着用の必要性等について、県民に周知するとともに、ヘルメットの在庫状況等について県民から問合せがあった場合には誠意をもって対応すること。

（２） 県民の利便性の向上を図るため、県からの依頼に応じ、周知用チラシの配付や啓発物の設置等（ポスター掲出、のぼり旗設置等）の各種啓発活動に協力できること。

（３） 事業所のホームページ、印刷物等において、事業所の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、または消費者の利益および公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

（掲載事項の変更）

第８条 県ホームページへの掲載後、第４条の掲載事項の変更を希望する事業所は、「福井県ホームページへの掲載等申請書（第１号様式）」を県民安全課長に申請する。

２ 県民安全課長は、前項の申請について、第６条に準じた処理を行う。

（掲載の終了）

第９条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業所は、「福井県ホームページへの掲載等申請書（様式第１号）」により県民安全課長に申請する。

２ 県民安全課長は、事業者から前項の申請があった場合、速やかに県ホームページから事業所の情報を削除する。

（掲載の中止）

第10条 県民安全課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することができる。

（１） 第３条に該当しなくなったと認められるとき。

（２） 第７条に掲げる事項を遵守していないと認められるとき。

（３） その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

（免責）

第11条 福井県は、県ホームページ内の掲載内容に関し、一切その責任を負わない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、自転車用ヘルメットを取り扱う事業者の情報の県ホームページへの掲載について、必要な事項は、県民安全課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和５年５月１７日から施行する。